

教育実習		単位数	履修方法	配当年次
		2	実習科目	3年以上
科目コード	EC4904	担当教員	吉井 宏・佐藤 暢芳	

※平成29年3月までの教育実習事前指導スクーリングを受講し、29年7月までに「教育実習」を終え、29年8月の「教職実践演習（高）」を受講する必要があります（p. 1 参照）。

■科目の内容

大学では教職に関するさまざまな講義を聴き、理論を学びます。そして教育の重要性についての認識を深めます。しかしそこに教育の対象である現実の児童生徒がいるわけではありません。子どもたちや教員が生活を送り、使用する教育施設・設備・環境があるわけではありません。その点、教育実習は、大学だけでは到底不可能な研究を行うことができます。望ましい教育者精神や態度の習得、教育愛、教育の社会的役割を知る上でも極めて効果的な機会といえます。そして何よりも人間形成に対する教育の重要性を知ることが可能なのが教育実習です。なお、実習校には実習生を受け入れなければならない義務は一切ありません。従ってその厚意に報いる気持ちも忘れてはなりません。

■到達目標

- 1) 教育実習の意義を述べることができる。
- 2) 指導教諭等の教育実践を実地で観察し、その結果を報告できる。
- 3) 自分の実習に関する問題点とその克服方法についてまとめ、発表できる。
- 4) 自分の教職への気持ちや適性について冷静に判断することができる。
- 5) 教育理論が教育実践にどのように適用できるか試し、成果を報告できる。

■教科書

事前指導スクーリング申込者に『中等教育実習の手引き』（東北福祉大学）を配付予定（なお、実習受講条件、事務手続きは通学課程のものが記載されているのでご注意ください）。

■レポート課題

実習事後レポートは教育実習終了後2週間以内に、大学へ郵送すること。内容・締切は「教育実習の事前事後指導」p. 33記載のとおり。

■教育実習内諾のための大学からの依頼状発行条件

次ページの条件を満たした方は、本冊子巻末の「教育実習 登録カード」に必要な事項を記入して、通信教育部あてに送付してください。条件を確認後、「教育実習内諾のための大学から実習校への依頼状」を学生あてにお送りいたします。

- (1) 卒業後（将来）、教員として就職する意思が明確な方＝単なる免許取得のための実習ではなりません。
- (2) 健康で通常の業務に耐え、伝染性疾患のない方。
- (3) 免許状の取得にあたって本学通信教育部を卒業する方は、登録カード送付時点で、1年次入学者は50単位以上、2年次編入学者は20単位以上修得済みであること。
- (4) 依頼状発行時点で、「介護実習」を受講しているか、実習の日時が確定していること。
- (5) ①教育原理 ②教職論 ③教育心理学 ④福祉科の指導法 ⑤高齢者福祉論 ⑥児童福祉論（21年度以降入学者は⑥児童・家庭福祉論） ⑦障害者福祉論 ⑧介護概論の8科目の単位を修得していること。

※p. 33～34のとおり、実習受講前に修得すべき科目が多いので、その他の科目もできるだけ前年度までに多く修得するようにしてください。

※実習前年度のできるだけ早い時期に上記の8科目の単位を修得しないと、次年度の教育実習は難しくなります。

※本学で「教育実習」を受講するためには、本学で実習前に18単位以上の単位修得を行う必要があります。認定単位や受講不要な科目のある方は、ご注意ください。

また、事前指導スクーリング受講条件を達成することも必要です。

※教育実習の適切な受け入れと円滑な実施を目的として、大学が必要と考える学生の方々の個人情報（成績や疾病・障がいの状況・履修カルテに記載された内容を含む）を実習校に開示することがあります。

■教育実習が不要な方

- ・すでにいずれかの教科の高等学校教諭一種免許状を取得されている方は、原則として「教育実習の事前事後指導」「教育実習」の受講は不要です（教育職員免許法6条別表4）。
- ・すでに、中学校または高等学校で2週間以上の教育実習経験がある方は、「教育実習」の受講が不要となる場合があります（教育職員免許法施行規則6条備考7、13ほか）。
- ・高等学校で教員として3年以上の実務経験を有する方は、「教育実習」の受講が不要となる場合があります（教育職員免許法施行規則6条備考10）。

■実習期間・時期

- ・実習は高等学校で連続2週間（10日間）行います。
- ・受入れ校の事情により、実習の時期が決まります。教育実習の大半は年1回5～6月のみの受け入れ校が多いですが、10～11月にも受け入れてもらえることがあります。
- ・あくまでも実習校側の期間に従ってください。ただし、実習開始は「介護実習」受講後および「教育実習の事前指導」スクーリングの受講後となります。

■実習教科

- ・高校福祉科で行うことを原則とします。

- ・ただし、福祉科のある高等学校は全国でも数少ないものです（依頼状発行者に資料送付）。そのため、どうしても福祉科のある高等学校で実習先を探すことが難しい場合、受け入れ校の理解があれば、福祉科以外で実習を行ってもかまいません（家庭科・公民科など）。その際には他教科を教えるための十分な事前準備が求められます。

■実習校への依頼方法

- ・実習校は、福祉科のある高等学校または自分の出身校に依頼することが多くなります。ただし、卒業後年数が経過している方もいらっしゃるので卒業生でなくても受け入れてくれる学校を探し、各自で交渉し、内諾を得てください。
- ・高等学校における実習生の受け入れの実態は大変厳しいものになってきています。卒業生であっても受け入れ制限をする学校や、教員採用試験の受験を条件とする学校もあります。よって採用試験の制限以上の年齢の方は実習受け入れが難しい場合もあります。
- ・特に、3年次で実習を依頼する場合は、実習校へ3年次実習の理由（4年次において障害者（児）教育実習を行う旨）を説明しご理解をいただかなくてはなりません。
- ・以上の事由により、実習希望校へは、早めに打診し（打診後は、途中で意志を変更しないこと）実習についての情報を得てください。
- ・東京都、兵庫県、広島県、北九州市をはじめ独自の受け入れ体制をとっている地域や事前（実習前年度まで）に教育委員会への申請が必要な地域もありますので、実習希望校または各教育委員会へ早めに確認を行ってください（『レポート課題集D（特別支援編）』p.97～98も参照）。
- ・上記の問い合わせ後、大学からの実習一括申請が必要な場合は、実習前年度に通信教育部教職免許係あてに、①問い合わせ先教育委員会名、②実習希望時期、③実習希望校の候補などを明記し、書面で申し出ください。

■実習校訪問の手順と諸注意

くわしくは実習登録者にお送りする「実習希望校への打診と訪問について」を参照してください（独自の受入体制の地域を除く）。

1. 実習希望校に受け入れについて問い合わせてください。
最初は電話での問い合わせになりますが、言葉遣いに注意し、失礼のないようにしてください。
2. 受け入れ可能なようであれば、訪問したい旨を伝え、学校の都合を伺います。
3. 学校から訪問してもよい日時が指定されたら必ず訪問してください。
4. 初めて希望校の先生方にお会いしますので、服装・態度・言葉遣いに注意し、明朗快活に応答してください。
5. 訪問の際、大学からの書類（実習依頼状・実習内諾書・実習生個人調査票・返信用封筒）を持参し、希望校へ提出して内諾をもらうこととなります。内諾書は、実習校から本学へ直接ご送付いただくか、またはご自身で本学へ郵送してください。

■実習費

- ・「教育実習の事前事後指導」のスクーリング受講前後に納入していただきます。一旦納入した実習費（30,000円）は卒業・修了・退学するまで有効です。
- ・実習費のなかには、実習校への委託費、実習保険加入費用が含まれています。実習先が委託費の受取を辞退した場合でも、その金額を実習生に返金することはできません。ご了承ください。

■実習取消

- ・実習登録後は取消をしないようにしてください。特に実習校より内諾をいただいた後に取消をしますと、実習校に大変な迷惑をかけることになります。
- ・万一、取消の事態に陥った時はすみやかに実習校および本学通信教育部に届け出てください。この場合、実習校へは直接参上しておわびしていただきます。

■実習後

実習後、実習校へ御礼状を送付するとともに実習事後レポートを提出する必要があります。
事後指導のスクーリングはありません。

■教育実習受講条件

教育実習受講のためには、下記の条件を満たしていることが必要です。原則として、実習受講の約2カ月前までに必要書類を提出してください。実習校への正式依頼状をお送りさせていただきます。

※正式依頼状は実習開始約1カ月前をめどにお送りする予定です。

- (1) p. 36～37記載の「教育実習内諾のための大学からの依頼状発行条件」(1)～(5)の受講条件を満たしていること。また、p. 34記載の20科目中18科目の単位を修得していること。
- (2) 「教育実習の事前指導スクーリング」を受講済みであり、スクーリング受講後約2週間以内に「実習事前レポート」を提出し、合格していること。
- (3) 実習校への依頼状配付時に渡される「実習生個人調査票」のコピー、ならびに事前指導スクーリング受講者に渡される「健康診断書」「誓約書」の必要事項が記載されているもの、および「はしかの抗体を有する旨の医師の文言の入った証明書」のコピー（実習事前指導スクーリング受講申込締切日までに提出済であること）が、大学あてに提出されていること。

■単位認定通知

「教育実習の事前事後指導」「教育実習」は、①事前指導スクーリングとその後の実習事前レポート（p. 33参照）、②実習、③実習日誌、④実習事後レポート（p. 33参照）の評価を総合して行います。単位認定通知は、事後レポート提出、および実習校からの実習日誌返却、いずれか遅いほうから1カ月程度で書面で通知します。

実習校から実習日誌が返却されない場合は単位認定ができないので、実習事後レポート提出後、2カ月以上経過しても結果が届かない場合は、通信教育部教職免許係までご連絡ください。

■「麻疹（はしか）」の対策について

「麻疹（はしか）」に罹患した状態で実習を行うと、実習先に多大なご迷惑をおかけすることになります。

実習を行う方は全員、医療機関にて「抗体検査」を必ず受けてください。結果が出るまでに4、5日かかりますので、早めに受診してください。抗体を有していることを証明できるよう、はしかの抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書のコピー1部を実習事前指導スクーリング受講申込締切日、遅くともスクーリング初日までに本学に提出する必要があります。「麻疹（はしか）」の抗体がないと判断された場合は、医療機関と相談の上、予防接種（ワクチン接種）を受け、再度抗体検査を受けてください。予防接種を受けたという証明書ではなく、その結果、抗体を有しているという証明書が必要となります。

「はしか」の抗体を有する旨の医師の文言の入った証明書のコピーの送付方法

- 1) 事前指導スクーリング申込ハガキと同時に通信教育部に送付してください。
- 2) 同時に送付できない場合は、病院に予約などをしたうえで、申込ハガキ・オモテ面に受診（予定）日を記入し、証明書のコピーは事前指導スクーリング初日に持参してください。
- 3) 数値のみではなく、「麻疹（はしか）」の抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書のコピーを送付してください。
- 4) 原紙は必ず各自で保管し、実習校から提出を求められたら、いつでも提出できるようにしておいてください。

また、実習中に感染が疑われる症状（38.0度以上の発熱・咳・鼻水・目やに・結膜充血などの初期症状など）が出た場合は、実習先および通信教育部教職免許係までご連絡のうえ、欠席をお願いします。医療機関による診察の結果、自身が「麻疹（はしか）」と判明した場合、大至急、実習先および通信教育部までご連絡ください（解熱後3日間外出禁止）。実習先に個人の罹患情報を提供する場合がありますので、ご了承ください。万一、実習先が休校・立ち入り禁止になってしまった場合も、通信教育部までご連絡ください。

■「インフルエンザ」の対策について

『レポート課題集D（特別支援編）』『介護実習』p.126～127を参照し、対策を行ってください。

■大地震時の対応について

万一、実習中に大きな地震に見舞われた際は下記の点にご留意ください。

- 1) 実習校の校長先生や実習担当の先生の指示にしたがって行動してください。震災時の学校は通常の教育活動以外の役割（避難所など）を担うことがありますので、可能な限り協力してください。
- 2) とっさの場合は避難経路などは頭に入れておき、児童・生徒、ならびに自身の安全の確保を最優先に判断・行動してください。出席簿は必ず持参して避難してください。
- 3) 実習期間中の夜間などに東日本大震災級の大地震が起こり、翌朝、実習校へ出勤が難しい場合でも実習校へ何らかの方法で連絡をとり状況を報告し指示を仰ぐようにご努力ください。なお、東日本大

震災級の大地震が起こった際の対応について、可能ならばあらかじめ実習校の校長先生や実習担当の先生などと相談しておくとういと思います。

- 4) 万一、大学と連絡がとれなくなった場合、各自で、実習校の校長先生や実習担当の先生と相談のうえ、実習を継続または延期、中止などをおこなってください。連絡がとれるようになったら、大学に状況をご報告・ご相談ください。

■さいごに

- ・教育実習は、たとえその学校の卒業生であっても必ず受け入れてもらえるとは限りません。高等学校にも実習生を受け入れなければならない法的根拠も義務もないからです。
- ・実習を受け入れてくれるのは将来教員になろうとしている学生に対する「厚意」です。皆さまもその厚意を裏切らないように取り組んでください。